

公益財団法人 西郷南洲顕彰会

役員及び評議員の報酬等及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人西郷南洲顕彰会（以下、「顕彰会」という。）の定款

第15条及び第33条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 常勤理事とは、役員のうち、顕彰会を主たる勤務場所とする理事をいう。
- 2 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- 3 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 顕彰会は、常勤理事の職務遂行の対価として報酬等を支給することができる。

(報酬等額の決定方法)

第4条 常勤理事の報酬は、事業年度ごとに1名につき下記の表に定める総額の範囲内において、理事会で決定する。

事業年度の報酬総額の上限

役員等の区分	事業年度ごとの報酬総額の上限
常勤理事	120万

(支給方法)

第5条 常勤理事の報酬は、その月額全額を通貨で、支払うものとする。ただし、社会保険料、源泉徴収による所得税その他法令に基づき報酬から控除すべき金額がある場合には、その金額を控除した額を支払う。

- 2 報酬等の支払は本人名義の預金口座への振り込みによって支払う。
- 3 報酬等の支払日は、職員の給与支給日に準じる。

(費 用)

- 第 6 条 頤彰会は、役員及び評議員がその職務遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うことができる。
- 2 役員及び評議員には、理事会において別に定める旅費規定に基づいて、旅費を支給することができる。

(公 表)

- 第 7 条 頤彰会は、この規程をもって認定法第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

- 第 8 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

- 第 9 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人西郷南洲頤彰会の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。